

改 正 案	現 行
<p>（競売買の方法による場合の基準）</p> <p>第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等の有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一以下であること。</p> <p>二 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄の全ての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十以下であること。</p>	<p>（競売買の方法による場合の基準）</p> <p>第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等の有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。</p> <p>二 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄の全ての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。</p>

(認可を要しないこととなる有価証券の売買高の基準)

第十五条の十の九 法第三十条第一項ただし書に規定する政令で定める基準は、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。第十七条の二の三第三項において同じ。）当たり六百億円とする。

(新設)

(認可を要しないこととなる有価証券の種類)

第十五条の十の十 法第三十条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券又は権利（金融商品取引所に上場され、又は法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けたものを除く。）とする。

(新設)

一 法第二条第一項第五号、第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げるものにあつては、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券を除く。）又は同項第十七号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利（次に掲げる権利に限る。）又は同項第四号に掲げ

る権利（次に掲げる権利の性質を有するものに限る。）

イ 合資会社の社員権（有限責任社員として有するものに限る。）

ロ 合同会社の社員権

五 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号に掲げる権利（次に掲げる権利に該当するものに限る。）又は同項第六号に掲げる権利（次に掲げる権利に該当するものに類する権利に限る。）

イ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく権利

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利（有限責任組合員として有するものに限る。）

ハ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ニ 社団法人の社員権

（特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限）

第十七条の二の三（略）

2（略）

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月（当該期間内に記載することが困難である事項を記載する書類として

（特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限）

第十七条の二の三（略）

2（略）

3 法第五十七条の二第五項に規定する政令で定める期間は、一月（当該期間内に記載することが困難である事項を記載する書類として

内閣府令で定めるもの（以下この項において「特定書類」という。）
（にあつては、三月）とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（組合に類似する団体）

第二十七条の八 法第六十五條の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。

- 一 （略）
- 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
- 三 有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 （略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引

内閣府令で定めるもの（以下この項において「特定書類」という。）
（にあつては、三月）とする。ただし、特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第四十六條の六第三項に規定する四半期をいう。）経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（組合に類似する団体）

第二十七条の八 法第六十五條の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。

- 一 （略）
- 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
- 三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 （略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引

許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第三十一条第一項、第三項及び第七項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三条の三第二項に

許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三条の三第二項において準

において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第六十三條の三第一項、第六十三條の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の十一第一項の規定による届出の受理

三
七
五
（略）
（略）

用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第六十三條の三第一項、第六十三條の九第七項及び第十項（これらの規定を法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の十一第一項の規定による届出の受理

三
七
五
（略）
（略）